

役員の選出に関する細則

第1条 会則第10条第2項の規定に基づき、役員選出の手続きに関し必要な事項を定める。

第2条 会長候補は、以下の原則により選出し、理事会が総会に推薦する。

- (1) 会長候補は、会員（団体会員の場合はその構成員）又は会友のなかから、自薦または他薦により、通常総会の1か月前までに選出する。
- (2) 理事会は、選出された会長候補を総会に推薦する。

第3条 統括理事、理事及び監事候補については、会長が理事会に対して、その任期が終了する4か月前までに推薦を依頼する。

第4条 前条の依頼を受けた理事会は、次の手続きにより統括理事、理事及び監事候補を選出し、推薦の手続きをとる。

- 2 統括理事候補は、過去の役員又は委員長経験者から選出する。
- 3 理事及び監事候補の選出は、以下の原則に従う。
 - (1) 理事及び監事候補は、まず団体会員の構成員または個人会員のなかから、自薦または他薦により選出する。
 - (2) 前号により未充足となった役職については、その数に応じて団体会員の輪番により選出する。
 - (3) 輪番により選出される場合において、当該団体会員内で担当する役職は互選により定める。
 - (4) 輪番の順序は、会員番号順とする。
 - (5) 自薦または他薦により役員を務めた直後に輪番が到来した場合は、これを免除する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事及び監事は、以下の場合を除き、各委員会委員長及び委員を兼ねることはできない。
 - (1) 事業局理事と教育研修委員長
- 6 一団体会員のなかから、複数の役員、委員長、または委員を選出することは、これを可とする。

第5条 会長は、総会の前までに、選出された統括理事、理事及び監事候補者の所属、氏名を公示する。

第6条 会長、統括理事、理事及び監事は、総会において承認を得る。

第7条 役員に任期途中で欠員が生じたときは、以下の原則でこれを補充する。

- (1) 会長が任期途中で欠けた場合、第2条に準じて選出手続きを行ない、会員に公示した上で、理事会の承認を得る。
- (2) 統括理事が任期途中で欠けた場合、第4条第2項に準じて選出手続きを行ない、会員に公示した上で、会長の承認を得る。
- (3) 理事及び監事が任期途中で欠けた場合、第4条第3項に準じて選出手続きを行ない、会長の承認を得る。

第8条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 看護図書館協議会運営要領（平成3年12月7日）は廃止する。
- 3 この細則は、平成18年4月22日から施行する。
- 4 この細則は、平成20年6月24日から施行する。
- 5 この細則は、平成24年4月21日から施行する。
- 6 この細則は、平成27年4月25日から施行する。
- 7 この細則は、2017年4月22日から施行する。
- 8 この改正細則は、2018年4月21日から施行する。
- 9 この改正細則は、2025年4月19日から施行する。
- 10 この改正細則は、2026年4月18日から施行する。